

徳島県身体障がい者補助犬育成事業実施要領

1 目的

この要領は、徳島県障がい者社会参加サポート事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第3の4の(4)の別紙5に基づき、身体障がい者補助犬育成事業の具体的な事務取扱いを定めることを目的とする。

2 申請

補助犬の貸付けを希望する者は、毎年度、知事が別に定める日までに次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 身体障がい者補助犬貸付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 身体障がい者補助犬飼育同意書（様式第3号）ただし、自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者に限る。
- (4) 住民票抄本
- (5) 身体障害者手帳の写し（住所、氏名、手帳番号、等級、交付年月日、生年月日及び障がい名が確認できること。）
- (6) 市町村県民税課税証明書

3 調査等

- (1) 知事は、2により申請のあった者について、貸付けを希望する補助犬の種類に応じた委託事業者に対し、必要な調査を実施することを依頼する。
- (2) 前項の調査を行った委託事業者は、身体障がい者補助犬貸付調査書（様式第4号）を作成し、知事に提出する。

4 審査

- (1) 補助犬の貸付候補者は、別に定める身体障がい者補助犬貸付審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、選定する。
- (2) 審査委員会の運営に関することは、知事が別に定める。

5 実施要綱別紙5第4の3の(5)に規定する「補助犬を適切に飼育できると認められる者」とは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助犬の使用、飼育、衛生の確保等、適切に管理するとともに、それに関わる一切の費用（飼料代、獣医療費、衛生用品費等）を負担できる者
- (2) 家庭環境が整っている者（家族及び同居人の協力、理解が得られること。本人、家族、同居人に犬アレルギーの者がいないこと等）
- (3) 補助犬を室内で飼育するための住宅環境が整っている者（庭、ベランダなど、犬の排泄スペースが確保できること。補助犬の適切な飼育場所を室内に確保できること等）
- (4) その他、補助犬が適切に稼働できる環境が整っている者（補助犬の稼働の妨げとなる動物を飼育していないこと等）

6 貸付候補者の決定

知事は、審査委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内において貸付候補者を決定する。

7 貸付候補者への通知

- (1) 知事は、貸付候補者を決定した場合、身体障がい者補助犬貸付候補者決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。
- (2) 貸付候補者以外の者についても、速やかにその旨通知する。

8 決定の取り消し

知事は、貸付候補者の決定後、貸付候補者が次の各号の一に該当することが判明した場合は決定を取り消すことができる。

- ① 提出された貸付申請書等に虚偽の記載があった場合
- ② その他、貸付候補者とすることが適当でないと思われたとき

9 業務の委託

知事は、貸付候補者が決定した場合、補助犬の種類に応じて、委託事業者に補助犬の育成及び貸付業務を委託する。

10 訓練

貸付候補者は、委託事業者における訓練犬（身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号）第1条第1項第3号、第2条第1項第3号及び第3条第1項第3号に規定する訓練犬をいう。）の使用に関する訓練を受け、所定の課程を修めなければならない。

11 貸付の決定

知事は、前条の訓練の結果、貸付が適当と認められた者については、身体障がい者補助犬貸付決定通知書（様式第6号）を交付し、身体障がい者補助犬受領書（様式第7号）と引き替えに補助犬を貸し付けるものとする。

12 事後指導等

委託事業者は、補助犬の貸付後において、借受者から補助犬を適切に飼育管理する等の指導の求めがあった場合、協議に応じるよう務めるものとする。

13 費用負担

- (1) 10に規定する訓練に係る貸付候補者の旅費については、貸付候補者の負担とする。
- (2) 補助犬の貸付は、無償とする。
- (3) 貸付後の補助犬の飼育費等については、借受者の負担とする。

14 届出

借受者は、居住地または氏名を変更したときは、速やかに身体障がい者補助犬借受者変更届書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

15 状況報告

借受者は、知事が必要と認めて指示したときは、補助犬の健康状態並びに基本動

作及び補助動作の状況について報告しなければならない。

1 6 返還等

- (1) 借受者またはその使用する補助犬が次の各号の一に該当するに至ったときは、借受者は身体障がい者補助犬返還届書（様式第9号）を知事に提出し、当該補助犬を返還しなければならない。
- ① 障害者支援施設またはこれに類する施設に入所したとき
 - ② 借受者が、負傷または罹病のため入院し、長期にわたって療養を要するとき
 - ③ 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者が、その家屋の所有者または管理者から補助犬の飼育についての承諾が得られなくなったとき
 - ④ 借受者が死亡したとき
 - ⑤ 補助犬が死亡したとき
 - ⑥ 補助犬が、老衰又は不測の事故等により補助犬としての機能を果たさなくなったとき
 - ⑦ その他、補助犬が不必要または使用できなくなったとき
- (2) 前項の規定に関わらず、知事が特に必要と認めたときは、補助犬の返還を要しないものとする。
- (3) 県は、補助犬が死亡以外の事由により返還された場合には、委託事業者の協力を得て、リタイア犬ボランティア等適切な者に預託することができるものとする。

1 7 賠償責任等

- (1) 知事は、次の各号に掲げる行為があったときは、借受者から適正な評価による補助犬の代価の全部またはその一部を賠償させることがある。
- ① 故意または重大な過失により補助犬を殺傷したとき
 - ② 補助犬を売却し、または譲渡したとき
- (2) 借受者は、補助犬によって他人に損害を与えたときは、自らその責任を負うものとする。

1 8 帳簿の整備

委託事業者は、身体障がい者補助犬貸付台帳（様式第10号）を備えなければならない。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。